

堺市アスベスト取組方針（案）

令和 3 年 月

堺市アスベスト対策推進本部

目次

第1章 総則	1
1 方針策定の背景と目的	1
2 取組方針	2
第2章 堺市におけるアスベスト対策	3
1 飛散防止対策	3
＜これまでの取組＞	3
(1) 市施設管理者による適正管理	3
(2) 市有建築物におけるアスベスト含有建材の調査と対策	3
(3) 民間建築物に対する飛散防止対策	4
(4) 災害時のばく露防止対策	5
《取組方針（飛散防止対策）》	6
2 健康対策	7
＜これまでの取組＞	7
(1) 堺市石綿検診の実施	7
(2) 石綿健康被害救済制度の周知	8
《取組方針（健康対策）》	8
3 普及啓発	8
＜これまでの取組＞	9
(1) 市民等を対象とした講演会等の開催	9
(2) 各対象者に応じた研修会等の開催	9
《取組方針（普及啓発）》	10

第1章 総則

1 方針策定の背景と目的

アスベスト（石綿）は、天然の鉱物で、極めて細い繊維（直径は髪の毛の 1/5000）であり、耐火・断熱・防音に優れた特性があります。主に建築材料として使用されていました。

アスベストの使用が進む一方で、その粉じんを吸い込むことによる健康被害が明らかになり、昭和 50（1975 年）年頃から法令等による規制が行われてきました。

（主な関係法令）

規定内容等	法令名称
石綿作業従事者のばく露防止 （労働者の健康被害対策）	労働安全衛生法 特定化学物質障害予防規則 石綿障害予防規則
周辺環境への飛散防止	大気汚染防止法 大阪府生活環境の保全等に関する条例
石綿含有廃棄物の適正処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建築物に使用された石綿の規制、管理	建築基準法
建物の取引の際の石綿調査結果の告知	宅地建物取引業法
石綿による健康被害の救済制度	石綿による健康被害の救済に関する法律

国土交通省の推計では、アスベストを使用した民間建築物は今後、老朽化に伴い、解体が一層進むと予測されています。そのため建材の劣化による飛散の恐れや、災害時に、被災した民間建築物におけるアスベスト含有の有無が分かっていないため、倒壊建築物等への対応が困難となることが想定されます。

また、本市では平成 28 年（2016 年）の北部地域整備事務所工事における飛散事案等の発生を受け、市民の安全・安心と健康を守るため、平成 29 年（2017 年）に総合的かつ効果的な推進をめざし「堺市アスベスト対策推進本部（本部長：市長）」を設置し、各局連携による様々な取組を展開してきました。

このような社会的な背景と本市のこれまでの取組等を踏まえ、庁内共有の認識のもと、部局間の連携により、本市におけるアスベスト対策を推進するため、今後の対応をまとめた「堺市アスベスト取組方針」を策定しました。なお、この策定内容は、アスベストを取り巻く状況の変化に応じ、見直していくものとします。

市のアスベスト対策については、本書に掲げる取組方針を基に、アスベスト飛散により市民等に健康被害を発生させないように着実に対策を進めていきます。

2 取組方針

本市のアスベスト対策については、その案件に応じて、複数の所管部局において、それぞれの対策を講じる必要があることから、庁内横断的な推進体制を構築するために、平成 29 年（2017 年）5 月に堺市アスベスト対策推進本部規程を制定し、市長、副市長、局長級等で構成する「堺市アスベスト対策推進本部」を設置しました。また、下部組織として「アスベスト飛散防止対策部会」「アスベスト健康対策部会」「アスベスト啓発検討部会」の 3 部会を設け、具体的な施策内容の検討等を行ってきました。検討結果については、堺市アスベスト対策推進本部会議で報告を行い、決定したうえで施策を進めてきました。

本市では、これまでの取組と推進体制を踏まえ、部局間の連携により、次の方針を基本事項とする取組を進めていきます。

《アスベスト対策に関する取組方針》

- ☐ 飛散防止対策：連携・情報共有による飛散防止対策の徹底
- ☐ 健 康 対 策：石綿検診等アスベストによる健康被害に対する支援
- ☐ 普 及 啓 発：市民・事業者・職員等への正しい知識の普及・啓発

（関連する SDG s の目標[ゴール]）

ゴール 3 すべての人に健康と福祉を

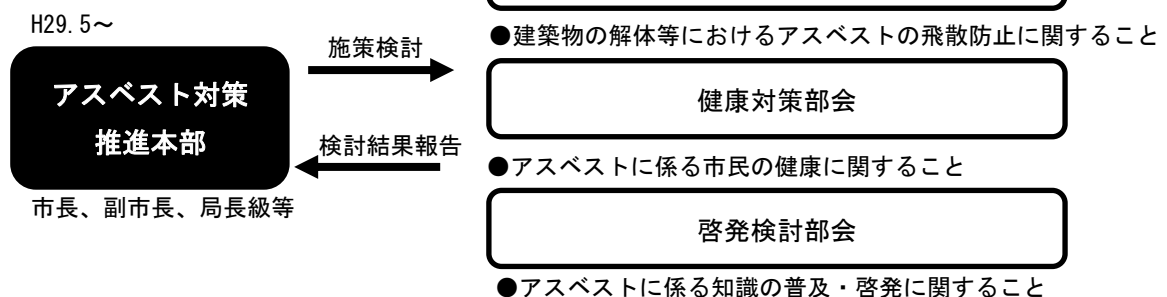


ゴール 12 つくる責任つかう責任



（推進体制イメージ）

Step 1



Step 2

方針に基づく関係部局による総合的な取組を展開

第2章 堺市におけるアスベスト対策

1 飛散防止対策

飛散防止対策として、これまで主に以下の点について取り組んできました。

- (1) 市施設管理者による適正管理
- (2) 市有建築物におけるアスベスト含有建材の調査と対策
- (3) 民間建築物に対する飛散防止対策
- (4) 災害時のばく露防止対策

今後の取組においても、アスベスト飛散防止対策に関わる様々な関係部局が相互に情報共有を図り、対策内容に応じた所管部局が連携することで、円滑で効率的な対策を進めます。

＜これまでの取組＞

(1) 市施設管理者による適正管理

建築物等のアスベスト含有建材の損傷や劣化による飛散やばく露を防ぐためには、施設管理者が、建物内のアスベスト含有建材の使用箇所の把握、改修工事等による使用状況の変化の記録を行い、使用箇所の定期的な点検により、損傷や劣化等を早期に発見できるよう努める必要があります。

本市では、市が所有する建築物等の施設管理者（以下、「施設管理者」と言う）がアスベスト含有建材に対する認識を深めることにより、建築物等の維持管理において劣化や損傷によるアスベストの飛散を防ぐことを目的として、「堺市公共建築物におけるアスベスト含有建材の点検マニュアル」を平成30年（2018年）6月に策定し、使用箇所の定期的な点検・管理を行ってきました。

また、施設管理者又は解体等工事の発注者としての責務を遂行していくための取組として、アスベスト含有建材の点検、管理方法を記載している同マニュアルに、解体・改修等工事時に係る章を新設し、増補改訂版とした「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル」を令和3年（2021年）3月に新たに策定しました。

(2) 市有建築物におけるアスベスト含有建材の調査と対策

アスベスト含有建材は、その発じん性（飛散性）の度合いによる建材レベルの観点から、「レベル1」「レベル2」「レベル3」として便宜的に分類されています。

●アスベスト含有吹付け材【レベル1】
・吹付けアスベスト ・アスベスト含有吹付けロックウール ・アスベスト含有バーミキュライト吹付け材 ・アスベスト含有パーライト吹付け材
●アスベスト含有保温材等【レベル2】
・アスベスト含有耐火被覆板 ・ケイ酸カルシウム板（二種） ・アスベスト含有断熱材 ・アスベスト含有保温材 等

● アスベスト含有成形板等【レベル 3】
・アスベスト含有ケイ酸カルシウム板（一種） ・アスベスト含有石こうボード
・アスベスト含有ビニル床タイル ・アスベスト含有スレート板 ・アスベスト含有建築用仕上塗材等

① 吹付けアスベスト（レベル 1）対策

市有建築物のアスベスト対策について、アスベストの残存が確認されている施設については、飛散防止対応として囲い込み等の対策工事を行っています。建築物の造営内部のため点検できない場所等もあることから、今後の解体等工事の計画時に残存が判明した場合にも適切な対応を行います。

② アスベスト含有断熱材【煙突】（レベル 2）対策

煙突に使用されるレベル 2 のアスベスト含有断熱材は、著しく劣化している場合、アスベストを飛散させる恐れがあるため、本市では、平成 29 年度に全市有建築物の煙突調査を実施し、アスベスト含有の有無、劣化状況の確認を行いました。

調査結果では、アスベストを含有する煙突（分析まで行わずにアスベストがあるとみなして手続きや作業を行う“みなし”を含む）については、適正に管理されており、著しい劣化状況は見られませんでした。また、使用していない煙突については、平成 29 年度に囲い込みによる対応を実施しました。

③ アスベスト含有仕上塗材【外壁】対策

平成 29 年（2017 年）5 月に、アスベストを含有する建築用の外壁に使用する仕上塗材（アスベスト含有仕上塗材）の除去時の取扱いをレベル 1 とする環境省・厚生労働省の通知が発出されました。

本市では、アスベスト含有建築用仕上塗材に関する対策として、平成 29 年度からの 3 年間において、日常的に補修等の工事を発注することが多い、市営住宅、学校等の市有建築物を対象としたアスベスト含有調査を行いました。調査結果については、各施設管理部局における施設の維持管理に利活用し、調査未実施の施設についても改修等工事の実施前に調査を実施します。なお、令和 2 年度に関係法令が改正され、本建材はレベル 1 でなくなり、届出が不要となつて、別途作業基準が設けられました。

(3) 民間建築物に対する飛散防止対策

① アスベスト使用状況の把握

アスベストを使用している建築物の把握を行い、解体・改修等工事や災害時における対応に活用することを目的に、民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握に努めています。

最優先で把握すべき情報として、飛散性の高いアスベスト（レベル 1）建材について、民間建築物の所有者を対象に、アスベストの使用状況に関するアンケート調査を実施しています。

② 解体等工事に対する監視指導

民間事業者の解体等工事に伴うアスベストの飛散防止を図るため、平成 29 年度から、大気汚染防止法、建設リサイクル法の所管部局間で建設リサイクル法における解体工事等の届出事項の共有及び現場への立入等による監視指導により、解体工事現場でのアスベスト飛散防止を図っています。

③ 除去等工事への補助

アスベストの飛散による新たな健康被害を予防し、良好な生活環境の保全を図るため、平成 21 年（2009 年）7 月に「堺市住宅・建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱」を制定（令和 3 年 4 月改定）し、民間建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査及び除去等工事に係る費用の補助を行っています。

(4) 災害時のばく露防止対策

① アスベスト使用状況の把握（再掲）

アスベストを使用している建築物の把握を行い、解体・改修等工事や災害時における対応に活用することを目的に、民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握に努めています。

最優先で把握すべき情報として、飛散性の高いアスベスト（レベル 1）建材について、民間建築物の所有者を対象に、アスベストの使用状況に関するアンケート調査を実施しています。

② アスベストの測定に関する体制の整備

地震等の大規模災害が発生した際に、アスベストの調査体制を強化するため、平成 30 年（2018 年）8 月に、環境測定を専門とする民間団体（堺市環境計量協議会）と「災害時におけるアスベストの調査に関する協定」を締結し、令和 2 年（2020 年）1 月には建築物石綿含有建材調査者の団体（一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会）と「災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関する協定」を締結しました。

③ ホームページ等での市民等への周知

災害時におけるアスベスト飛散防止に対する注意点や環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成 29 年改訂版）」等を市ホームページ等に掲載し、市民等への周知を行っています。

＜主な取組実績（平成 29 年度～令和 2 年度）＞

- 民間建築物解体等の実施時における建設リサイクル法所管部局（建築都市局）と大気汚染防止法所管部局（環境局）との連携による監視指導（H29～）
- 市有建築物における煙突及び外壁仕上塗材に使用されるアスベスト含有調査を実施（H29～R1）
- 「堺市公共建築物におけるアスベスト含有建材の点検マニュアル」を策定（H30.6）
- 民間関係団体（2 団体）と災害時におけるアスベストの調査・分析に関する協定を締結（H30、R1）
- 「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル」を策定（R3.3）

《取組方針（飛散防止対策）》

【市有建築物の対策】

市有建築物におけるアスベストの飛散防止に向けた適正管理として、「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル」に沿った使用箇所の定期点検・管理及び改修等工事を計画的に実施していきます。

市有建築物の煙突に対する今後の劣化による飛散を防ぐための対策として、現在も使用中の煙突は、今後計画的に除去、囲い込み等の改修工事を実施していくこととし、使用していない煙突（囲い込み等により飛散防止対応済み）については、今後施設解体時に適切に除去を行います。また、市営住宅・学校等の市有建築物に使用されているアスベスト含有建築用仕上塗材については、実施済みのアスベスト含有調査結果に基づき、施設管理者がアスベスト含有の有無を把握し、維持修繕を含む工事施工時の飛散防止を徹底します。調査未実施のその他の施設についても同マニュアルに基づく適正管理を行い、外壁修繕関連工事の際に、事前調査を行った上で、適正に対応していきます。

【民間建築物の対策】

関係部局間で解体等工事の届出事項の情報共有を図り、また令和 4 年 4 月 1 日から義務化される事前調査結果報告制度により、アスベスト含有建材が認められる解体等工事について、計画的な監視指導を行います。建築物所有者等に対し、吹付けアスベストの含有調査・除去等工事補助事業の周知・啓発や確実な飛散防止には建物所有者等への制度啓発が基本かつ重要との視点から、アスベスト関係の法令、制度等の確実な啓発を推進します。

【災害時の対策】

災害時におけるアスベスト含有建材を使用した建築物の倒壊・損壊時、解体時及び建材の廃棄時にアスベストの飛散によるばく露を防止するため、アスベスト使用建築物の位置情報等のデータ蓄積を行うことで、今後も継続して「アスベスト台帳」の整備を進めます。

また、災害時における対応について、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成 29 年改訂版）」を参考に、災害対応で支援を受ける専門団体等のノウハウや体制を反映させて、本市版の「（仮称）災害時におけるアスベスト飛散防止マニュアル」を作成します。

2 健康対策

健康対策として、これまで主に以下の点について取り組んできました。

- (1) 堺市石綿検診の実施
- (2) 石綿健康被害救済制度の周知

今後の取組においても、これら石綿検診等により、市民のアスベストによる健康被害や継続的な健康管理に対する支援を進めます。

＜これまでの取組＞

(1) 堺市石綿検診の実施

過去にアスベストにばく露した可能性のある方を対象に、健康被害への不安をやわらげ、自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てる機会とするため、「堺市石綿検診」を実施しています。この検診は、平成 27 年度からの 5 年間、環境省が実施する「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（※1）」に本市が参加することにより実施してきました。令和 2 年度からは本試行調査が「石綿読影の精度に係る調査（※2）」に移行したことに伴い、当調査に参加することで、堺市石綿検診を継続的に実施しています。

また、環境省「石綿読影の精度に係る調査」の内容に即した「アスベスト健康手帳（令和 2 年度改訂版）」を作成し、検診受診者に配布することにより、対象者の自主的・継続的な健康管理意識の向上を図っています。

（※1）石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（環境省）

- ・ 石綿検診モデルの実施に伴う課題を検討するため、環境省が実施する調査事業健康相談の実施を見据え、環境省が実施するモデル事業
- ・ 調査期間は平成 27～令和元年度までの 5 年間
- ・ 本試行調査の実施を通じて、実施主体・既存検診（肺がん検診等）との連携方法・対象者・対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題について、調査検討を行うもの。

（※2）石綿読影の精度に係る調査

- ・ 既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的とする調査事業
- ・ 調査期間は、令和 2～令和 6 年度までの 5 年間
- ・ 自治体が一次読影、国が二次読影を実施し、双方の読影結果を照合すること等により、自治体の石綿読影の精度確保に向けた知見を収集するもの。

(2) 石綿健康被害救済制度の周知

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行（平成 18 年（2006 年）3 月 27 日）に伴い、アスベストによる健康被害を受けられた方及びその遺族で、労災補償等の対象とならない方（石綿取扱事業従業員の家族や事業者周辺の市民の方等）に対し、市ホームページ、広報さかい等を通じて、救済給付の支給を行う「石綿健康被害救済制度」（環境省の委託事業により実施）の周知を行っています。

＜主な取組実績（平成 29 年度～令和 2 年度）＞

- 「堺市石綿検診」の実施及び受診者への「アスベスト健康手帳」の配布
 - 【検診申込者数】H29～R 元年度：143 名、R2 年度：46 名
 - 【検診受診者の健康管理支援】 検診受診者に対し、自主的・継続的な健康管理を支援するため「アスベスト健康手帳」を配布
- 「石綿健康被害救済制度」の周知
 - 「石綿健康被害救済制度」について、市ホームページ、広報さかい等により対象者に適切な情報を提供

《取組方針（健康対策）》

【堺市石綿検診の実施】

ばく露の不安を有する方に対し、環境省が令和 2 年度から新たに実施している「石綿読影の精度に係る調査」に参加し、「堺市石綿検診」を継続的に実施します。

【受診者へのアスベスト健康手帳の配布】

検診受診者に対して、「アスベスト健康手帳（令和 2 年度改訂版）」を配布します。

【石綿健康被害救済制度の周知】

「石綿健康被害救済制度」について、市ホームページ、広報さかい等を通じて、今後も継続して対象者に適切な情報を提供します。

3 普及啓発

普及啓発として、これまで主に以下の点について取り組んできました。

- (1) 市民等を対象とした講演会等の開催
- (2) 各対象者に応じた研修会等の開催

今後の取組においても、市民、事業者、市職員等へのアスベストに関する正しい知識の普及・啓発に努め、また市職員の人材育成を推進します。

＜これまでの取組＞

(1) 市民等を対象とした講演会等の開催

アスベストと健康被害について知ってもらうため、平成 29 年度から NPO 法人等との連携により、主に市民を対象とした講演会、勉強会を開催しています。

(2) 各対象者に応じた研修会等の開催

アスベストに関する正しい知識の普及やアスベストの飛散を防止するために、関係法令を遵守した適正な手続き等について、市民、事業者等（市職員を含む）に対し講演会、研修会を平成 29 年度から開催しています。

また、施設管理や解体・改修等工事の発注を担当する職員を対象に、アスベストに関する知識の向上と意識の風化を防止するため、関係法令手続きやアスベスト含有建材の調査方法等に関する研修を平成 29 年度から実施しています。

＜主な取組実績（平成 29 年度～令和 2 年度）＞

○市民・事業者等への普及啓発の取組として講演会等を開催（H29～）

【市民・事業者等への啓発】以下、直近の実績を参考に記載

「アスベスト勉強会（R1）」・・・対象者：市民等 参加者数：48 名

内容：アスベストと健康被害について等の講演 共催：NPO 法人東京労働安全衛生センター

※令和 2 年度は、コロナ禍を踏まえ、広報さかい 1 月号にアスベスト関連啓発記事掲載

また改正大気汚染防止法、改正石綿障害予防規則の概要について市ホームページに掲載

「アスベスト研修会（R1）」・・・対象者：施工業者等の事業者 参加者数：64 名

内容：解体等工事に係る法令遵守について（堺労働基準監督署と庁内関係部局により実施）

※令和 2 年度は、コロナ禍を踏まえ、対面の研修会を中止し、研修資料を市ホームページに掲載

○本市職員に対する研修（H29～）

【庁内への啓発（主な取組実績）】以下、直近の実績を参考に記載

「建築物石綿含有建材調査者の伝達研修（R1）」

対象者：施設管理業務従事者 参加者：61 名

内容：上記資格を有する市職員から他の職員への調査者の有すべき知識の伝達研修

※令和 2 年度は、コロナ禍を踏まえ、対面の伝達研修を中止し、研修資料を庁内ホームページに掲載

また、資格取得者による受講（受験）予定者への研修を勉強会形式で実施

その他 煙突内アスベスト除去工程研修会（鳳保健文化センターにて延べ 3 日開催）

改正大気汚染防止法等の概要説明会（新型コロナの影響により中止）の研修資料を庁内ホームページに掲載

※「建築物石綿含有建材調査者」の本市職員取得状況：令和 2 年度まで 13 名

《取組方針（普及啓発）》

【アスベストに関する正しい知識の普及・啓発】

市民、事業者、市職員等に対して、取組を継続し、研修会等を開催していきます。

がん教育の一環として、学校教育におけるアスベスト教育のカリキュラムを推進します。

【市職員の人材育成】

「建築物石綿含有建材調査者」の資格取得により、市職員の人材育成を推進します。

【編集・発行】

堺市アスベスト対策推進本部